

山形県立保健医療大学大学院課題研究論文審査要綱

平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 9 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山形県立保健医療大学学位規程第 16 条の規定に基づき、山形県立保健医療大学大学院における課題研究論文審査に関し必要な事項を定める。

(課題研究論文の提出)

第 2 条 課題研究論文を提出することができる者は、所定の授業科目について所定の単位を修得した者又は修得見込みの者とする。

2 課題研究論文の審査を受けようとする者は、課題研究論文審査願（別紙様式第 1 号）に課題研究論文（別紙様式第 2 号）及び課題研究論文要旨（別紙様式第 3 号）を添え、主研究指導教員の承認を受けて研究科長に提出するものとする。

3 課題研究論文の提出期限は、1 月 31 日とする。

(課題研究論文審査委員)

第 3 条 課題研究論文審査委員（以下「審査委員」という。）は、学生の課題研究論文 1 編につき主査 1 名及び副査 2 名とする。また、その選任に関しては、別途定める。

(課題研究論文の審査及び試験)

第 4 条 課題研究論文の審査及び試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。

2 課題研究論文の審査及び試験の成績の評価は、合格又は不合格とする。

3 課題研究論文の審査は、審査委員が論文内容の評価をもって行う。

4 課題研究論文の試験は、審査委員が当該論文の内容に関する審査会を実施し、論文の内容説明及び口頭試問について審査委員の評価をもって行う。

(審査結果及び成績の報告)

第 5 条 審査委員は、課題研究論文の審査及び試験の成績を課題研究論文審査及び試験結果報告書（別紙様式第 4 号）により、教育推進委員会が指定する 2 月下旬の日までに研究科長に報告するものとする。

(課題研究論文の保管等)

第 6 条 課題研究論文は、当該分野において製本し、山形県立保健医療大学附属図書館において保管するものとする。

2 保管期間は、永年とする。

(課題研究論文の公表)

第 7 条 修士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から、3 年以内に、当該学位授与に係る論文を公表するものとする。

(その他)

第 8 条 第 2 条第 3 項の規定において、提出すべき日又は報告すべき日が山形県立保健医療大学大学院学則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する休業日に該当するときは、休業日の翌日をもってその日とみなす。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。

主研究指導教員承認印	
------------	--

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長 殿

年度入学〔学籍番号 〕
保健医療学専攻 博士前期課程 分野
氏 名

⑩

課 題 研 究 論 文 審 査 願

山形県立保健医療大学学位規程及び山形県立保健医療大学大学院課題研究論文審査要綱の規定により、下記題目の課題研究論文及び課題研究論文要旨を提出しますので、審査をお願いします。

記

論文題目

課題研究論文様式

- 1 ワープロ等を利用して、A4判の用紙に記載すること。
- 2 装丁は、分野で指定されたものを用いること。表紙には題目名と氏名を記載すること。
- 3 次の事項を記載した用紙を裏表紙見返しに貼付すること。

課 題 研 究 論 文

題 目

氏 名

年度入学〔学籍番号 〕

山形県立保健医療大学大学院保健医療学研究科
保健医療学専攻 博士前期課程 分野

主研究指導教員

年 月 日受領

課 題 研 究 論 文 要 旨

保健医療学研究科 博士前期課程	保健医療学専攻 分 野	年 月 日入学
学 籍 番 号		年 月 日修了予定
氏 名		主研究指導教員
論 文 題 目		

(規格A4)

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院
保健医療学研究科長 殿

課題研究論文審査委員

主 査 _____ (印)

副 査 _____ (印)

副 査 _____ (印)

課題研究論文審査及び試験結果報告書

下記の者に対する課題研究論文の審査及び試験の結果を次のとおり報告します。

記

年度入学	学籍番号	学 生 氏 名	
保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士前期課程	分野	主研究指導教員	
論 文 題 目			
成 績 評 価			
審 査		試 験	

(規格 A4)

(次頁に続く)

課題研究論文審査結果報告

発展性・萌芽性・信頼性

看護実践の質向上への寄与

総評

主査 _____

副査 _____